

# 船舶事故調査報告書

令和4年10月12日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和3年9月26日 17時15分ごろ
発生場所	静岡県沼津市沼津港西方沖 沼津港西防波堤灯台から真方位293° 1,070m付近 （概位 北緯35°05.0′ 東経138°50.4′）
事故の概要	遊漁船第十二 <sup>しゅううん</sup> 祥運丸は、錨泊中、船長が運転中の主機駆動部に左手示指を挟み込まれ、負傷した。
事故調査の経過	令和3年10月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第十二祥運丸、4.2トン SO3-24445（漁船登録番号）、個人所有 9.53m (Lr) × 2.46m × 1.10m、FRP 第241-21473号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、169.20kW、昭和57年9月 4サイクル、回転数毎分2,500、6気筒、105mm、使用燃料 軽油
乗組員等に関する情報	船長 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年5月19日 免許証交付日 令和3年3月26日 （令和8年5月18日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	オルタネータに濡損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、沼津港西方沖で遊漁を行う目的で令和3年9月26日16時30分ごろ沼津市静浦漁港を出港した。 本船は、17時00分ごろ沼津港西方沖の釣り場に到着し、船長が主機を中立運転の状態 <sup>かんごう</sup> で投錨し、また、電磁クラッチを <sup>かんごう</sup> 嵌合して主機

で駆動する発電機を可動させて集魚灯を点け、釣り客2人が釣りを開始した。

船長は、17時10分ごろ、操舵室の操縦パネルから発せられた警報を確認したところ、「主機始動用バッテリーの充電ランプ」（以下「本件充電ランプ」という。）が点滅から点灯して主機始動用バッテリーに充電がされていないことを認めた。

船長は、機関室に向かうと「冷却海水ポンプと清水冷却器との間に接続されたゴム製冷却海水管」（以下「本件ゴム製冷却海水管」という。）に約5mmの穴を見付け、海水が噴出してオルタネータに掛かっているのを目撃した。

船長は、応急処置をしようと機関室を出て船室からタオルとゴムテープを持って再び同室に入り、17時15分ごろ本件ゴム製冷却海水管に左手に持っていたタオルを巻こうとしていたところ、主機を介して駆動するオルタネータのVベルトとプーリとの間にタオルの端を挟み、引き込まれて左手示指を挟み込んだ。（写真1参照）

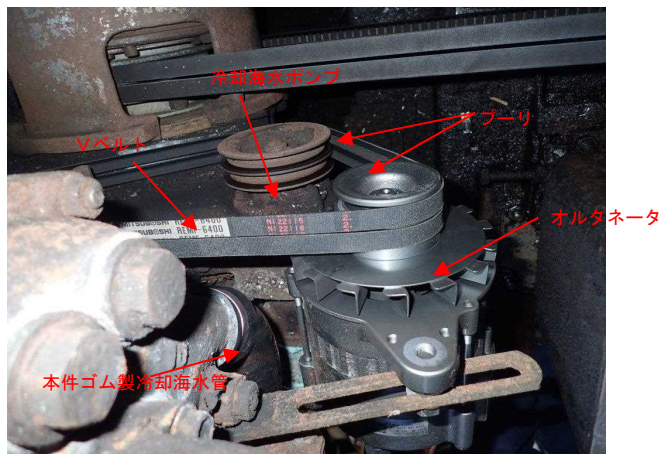


写真1 主機のオルタネータ付近

本船は、船長が主機を停止して携帯電話で家族及び僚船に救助を要請し、僚船にえい航されて18時30分ごろ静浦漁港に到着した。

船長は、家族が119番通報して静浦漁港で待機していた救急車により、病院に搬送されて通院加療を要する左手示指末節の欠損と診断された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

#### その他の事項

船長は、本事故の2日前に冷却海水ポンプのインペラを交換し、本事故当時、発航前点検を行って本件ゴム製冷却海水管に異常がないことを確認していた。

船長は、本件充電ランプが点灯したので、一旦主機を停止してしまうと、再始動できなくなる恐れがあり、また、発電機も停止して集魚灯が消灯し、釣り客に迷惑が掛かるとして主機を運転したまま、本件ゴム製冷却海水管の応急処置を行った。

	<p>機関製造会社担当者によれば、本件充電ランプが点灯をした場合、オルタネータから主機始動用バッテリーへの充電がされない状態になるが、一時的な点灯であれば、主機を停止しても再始動が可能である。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、沼津港西方沖において錨泊中、本件ゴム製冷却海水管に穴を生じて海水が噴出した際、船長が、主機を運転させたまま、本件ゴム製冷却海水管に開いた穴を左手に持っていたタオルを巻いて塞ごうとしたことから、主機を介して駆動するオルタネータのVベルトとプーリとの間にタオルの端を挟み、引き込まれて左手示指を挟み込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件充電ランプが点灯したので、一旦主機を停止してしまうと、再始動できなくなる恐れがあり、また、発電機も停止して集魚灯が消灯し、釣り客に迷惑が掛かると思ったことから、主機を運転したまま、本件ゴム製冷却海水管の応急処置を行ったものと考えられる。</p> <p>主機は、本件充電ランプが一時的な点灯をしたことから、停止しても再始動が可能であったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が沼津港西方沖において錨泊中、本件ゴム製冷却海水管に穴を生じて海水が噴出した際、船長が、主機を運転させたまま、本件ゴム製冷却海水管に開いた穴を左手に持っていたタオルを巻いて塞ごうとしたため、主機を介して駆動するオルタネータのVベルトとプーリとの間にタオルの端を挟み、引き込まれて左手示指を挟み込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、主機のプーリ及びVベルト等の駆動部付近で整備を行う場合には、主機を停止したのちに行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

